

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年7月31日
【会社名】	株式会社エー・ピーホールディングス
【英訳名】	AP HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 兼 社長 米山 久
【本店の所在の場所】	東京都港区高輪三丁目25番23号 京急第2ビル1F（同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。）
【電話番号】	03-6435-8440
【事務連絡者氏名】	経営企画・IR室長 坂上 輝瑛
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区西池袋一丁目10番1号 ISOビル5階
【電話番号】	03-6435-8440
【事務連絡者氏名】	経営企画・IR室長 坂上 輝瑛
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	その他の者に対する割当 100,000,684円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年5月28日付をもって提出した有価証券届出書、2026年6月2日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書及び2026年6月10日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書について、本日開催された取締役会において、株式会社NIGITAに対する普通株式の発行に係る払込の払込期日及びサントリー株式会社に対するC種優先株式の発行に係る払込の払込期日を変更する決議及び資本金等の減少を中止する決議を行ったことから、これらに関する事項を修正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

2【株式募集の方法及び条件】

（2）募集の条件

第三部【追完情報】

2. 臨時報告書の提出について

1 提出理由

2 報告内容

（4）発行価額の総額及び資本組入金の総額

（8）新規発行年月日（払込期日）

3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

（訂正前）

種類	発行数	内容
普通株式	109,052株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式 単元株式数 100株

（注）1. 本有価証券届出書による募集（以下「本第三者割当増資」といいます。）は、2026年5月28日（木）付の当社取締役会決議（以下「本取締役会決議」といいます。）及び2026年6月10日（水）付の当社取締役会決議によるものであります。

2. 当社普通株式に係る振替機構の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

3. 種類株式に関する事項

当社は、普通株式と異なる種類の株式として、A種優先株式及びB種優先株式についての定めを定款に定めております。

普通株式の単元株式数は100株としていますが、A種優先株式には議決権がないため、A種優先株式の単元株式数は1株としています。他方、B種優先株式については、種類株主総会における議決権行使が可能な株主を限定する観点から、単元株式数を100株としています。また、A種優先株式及びB種優先株式について、既存の株主への影響を考慮して、当社株主総会における議決権を有しないこととしています。

当社は、本取締役会決議において、第三者割当の方法によるC種優先株式の発行及びC種優先株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更（以下「本定款変更」といいます。）等に係る議案の承認が得られることなどを条件として、サントリー株式会社を割当先とする第三者割当の方法によりC種優先株式を発行することを決議し、2026年6月10日開催の当社取締役会決議において当該発行に係る払込期日を変更することを決議いたしました。詳細については、同日付で当社が提出した臨時報告書をご参照ください。なお、発行予定のC種優先株式については、単元株式数を1株としています。また、既存の株主への影響を考慮して、当社株主総会における議決権を有しないこととしています。

（訂正後）

種類	発行数	内容
普通株式	109,052株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式 単元株式数 100株

（注）1. 本有価証券届出書による募集（以下「本第三者割当増資」といいます。）は、2026年5月28日（木）付の当社取締役会決議（以下「本取締役会決議」といいます。）、2026年6月10日（水）付の当社取締役会決議及び2026年7月31日（金）付の当社取締役会決議によるものであります。

2. 当社普通株式に係る振替機構の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

3. 種類株式に関する事項

当社は、普通株式と異なる種類の株式として、A種優先株式及びB種優先株式についての定めを定款に定めております。

普通株式の単元株式数は100株としていますが、A種優先株式には議決権がないため、A種優先株式の単元株式数は1株としています。他方、B種優先株式については、種類株主総会における議決権行使が可能な株主を限定する観点から、単元株式数を100株としています。また、A種優先株式及びB種優先株式について、既存の株主への影響を考慮して、当社株主総会における議決権を有しないこととしてい

ます。

当社は、本取締役会決議において、第三者割当の方法によるC種優先株式の発行及びC種優先株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更（以下「本定款変更」といいます。）等に係る議案の承認が得られることなどを条件として、サントリー株式会社を割当先とする第三者割当の方法によりC種優先株式を発行することを決議し、2026年6月10日及び2026年7月31日開催の当社取締役会決議において当該発行に係る払込期日を変更することを決議いたしました。詳細については、同日付で当社が提出した臨時報告書をご参照ください。なお、発行予定のC種優先株式については、単元株式数を1株としています。また、既存の株主への影響を考慮して、当社株主総会における議決権を有しないこととしています。

2【株式募集の方法及び条件】

（訂正前）

（2）募集の条件

発行価格	資本組入額	申込株数 単位	申込期間	申込証拠 金	払込期日
917円	459円	100株	2026年7月29日（水）	—	2026年7月31日（金）

- （注） 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、会社法上の払込金額、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。
4. 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、当該株式に係る割当は行われないこととなります。

（訂正後）

（2）募集の条件

発行価格	資本組入額	申込株数 単位	申込期間	申込証拠 金	払込期日
917円	459円	100株	2026年8月14日（金）	—	2026年8月17日（月）

- （注） 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、会社法上の払込金額、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。
4. 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、当該株式に係る割当は行われないこととなります。

第三部【追完情報】

2．臨時報告書の提出について

1 提出理由

（訂正前）

当社は、2026年5月28日開催の当社取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、2026年6月25日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、第三者割当の方法によるC種優先株式（以下「本優先株式」といいます。）の発行及び本優先株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更（以下「本定款変更」といいます。）等に係る議案の承認が得られることなどを条件として、サントリー株式会社（以下「サントリー」といいます。）を割当先とする第三者割当の方法により本優先株式を発行すること（以下「本優先株式第三者割当増資」といいます。）を決議し、2026年6月10日開催の当社取締役会決議において本優先株式第三者割当増資の払込期日を変更することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

（訂正後）

当社は、2026年5月28日開催の当社取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、2026年6月25日開

催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、第三者割当の方法によるC種優先株式（以下「本優先株式」といいます。）の発行及び本優先株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更（以下「本定款変更」といいます。）等に係る議案の承認が得られることなどを条件として、サントリー株式会社（以下「サントリー」といいます。）を割当先とする第三者割当の方法により本優先株式を発行すること（以下「本優先株式第三者割当増資」といいます。）を決議し、2026年6月10日及び2026年7月31日開催の当社取締役会決議において本優先株式第三者割当増資の払込期日を変更することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

（訂正前）

（4）発行価額の総額及び資本組入金の総額

発行価格（払込金額） 150,000,000円

資本組入額 75,000,000円

※資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、増加する資本準備金の額は、75,000,000円であります。

なお、当社は、本取締役会及び2026年6月10日付の当社取締役会における決議のとおり、本取締役会及び2026年6月10日付の当社取締役会において決議した株式会社NIGITAを割当先とする第三者割当による当社の普通株式の発行（以下「本普通株式第三者割当増資」といい、本優先株式第三者割当増資と併せて「本第三者割当増資」という。）及び本優先株式第三者割当増資に係る払込みが行われることを条件に、2026年7月31日を効力発生日として、本第三者割当増資により増額する資本金及び資本準備金の額と同額分減少し（以下「本資本金等の減少」という。）、資本金の額を5,000万円、資本準備金の額を937万円とすることを予定しております。なお、本普通株式第三者割当増資又は本優先株式第三者割当増資のいずれかのみ払込みがなされた場合、その限度で本資本金等の減少の効力を生じさせることを予定しております。

（訂正後）

（4）発行価額の総額及び資本組入金の総額

発行価格（払込金額） 150,000,000円

資本組入額 75,000,000円

※資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、増加する資本準備金の額は、75,000,000円であります。

なお、当社は、本取締役会及び2026年6月10日付の当社取締役会における決議において、本取締役会及び2026年6月10日付の当社取締役会において決議した株式会社NIGITAを割当先とする第三者割当による当社の普通株式の発行（以下「本普通株式第三者割当増資」といい、本優先株式第三者割当増資と併せて「本第三者割当増資」という。）及び本優先株式第三者割当増資に係る払込みが行われることを条件に、2026年7月31日を効力発生日として、本第三者割当増資により増額する資本金及び資本準備金の額と同額分減少し（以下「本資本金等の減少」という。）、資本金の額を5,000万円、資本準備金の額を937万円とすることを予定していましたが、2026年7月31日付の当社取締役会における決議において、本資本金等の減

少を中止することを決議いたしました。

（訂正前）

（８）新規発行年月日（払込期日）

2026年7月31日

（訂正後）

（８）新規発行年月日（払込期日）

2026年8月17日